

## ○東京歯科大学臨床実習規程

昭和 62 年 11 月 17 日

制定

第 1 条 臨床実習とは、歯科臨床を遂行するための基本的学識及び実技能力を修得させる病院実習である。

第 2 条 臨床実習を履修する学生は、常に歯科学生としての自覚を持ち本規程並びに別に定めた臨床実習心得を厳守しなければならない。

第 3 条 臨床実習の評価を得るには、配属された各科の 80%以上出席しなければならない。

第 4 条 臨床実習を修了するには、配属された全ての科で、所定のリクワイアメントを充足し、試験に合格しなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和 62 年 5 月 1 日から適用実施する。

2 この規程の変更は、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3, 4 条については、平成 24 年度から適用する。